

## 個人情報共同利用に関する合意書

東京土建一般労働組合中野支部

(以下「甲」という。)と全国労働者共済生活協同組合連合会  
東京推進本部(以下「乙」という。)は、個人情報の共同利用に関する事項につき、次のとおり確  
認し合意するものとする。

## (共同利用の目的)

第1条 甲および乙は、乙の取り扱う共済契約に関する業務を共同して行うために、個人情報を  
共同利用する。ただし、利用目的以外の利用はしないものとする。

## (共同利用する個人情報とその取り扱いについて)

第2条 共同利用する個人情報とその取扱いは、「別表1」によるものとし、甲および乙の間で  
データの提供、データ内容の確認、修正等、共同利用の目的の達成に必要な個人情報の取り交  
わしを行うものとする。

## (個人情報の管理について)

第3条 甲および乙は、個人情報の適切かつ安全管理に必要な措置を講ずることとする。  
2 個人情報の管理については、定期的な点検をするものとする。また、共同利用する個人情報  
に関する管理の不備、不具合および事故の発生については、情報を共有し改善策を講ずるもの  
とする。

## (個人情報の保管期間について)

第4条 個人情報の保管期間は、別途保管期間を定める場合を除き「共済制度の取り組みに関す  
る協定書」により契約が継続する期間とする。

## (個人情報の更新・消去・廃棄について)

第5条 保有する個人情報の内容を更新した場合には、最新情報を保管し、情報の履歴は残さな  
いものとする。  
2 「共済制度の取り組みに関する協定書」による契約が終了した場合には、別途保管期間を定  
める場合を除き、第2条により共同利用する個人情報を速やかに消去・廃棄するものとする。

## (共同利用する個人情報の情報主体への通知または明示)

第6条 個人情報の共同利用にあたって、甲は組織構成者に対して、また乙は共済推進対象者、  
加入申込者および共済契約者等に対して、次の項目について通知または明示することとする。

- (1) 共同利用の主旨
- (2) 共同利用される個人データの項目
- (3) 共同して利用する者の範囲
- (4) 利用目的
- (5) 個人データ管理責任者の名称

2 前第1項3号および4号について変更があった場合には、その旨、通知または明示することとする。

(個人情報の管理について責任を有する者)

第7条 当該共同利用の個人情報の管理について責任を有する者は、次に掲げるものとする。

住所 **〒165-0024 東京都中野区松が丘1-8-4**  
名称 **東京土建一般労働組合中野支部**  
個人データ管理責任者 **勸川 進**

東京都新宿区西新宿 7-20-8  
全国労働者共済生活協同組合連合会東京推進本部  
個人データ管理責任者 長松 大輔

また、個人情報の管理について責任を有する者の変更があった場合には、すみやかに他の共同利用者へ通知するものとする。

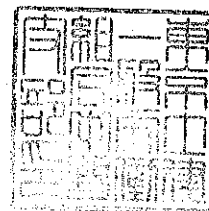
(有効期間)

第8条 この合意書の有効期間は、2023年3月7日から1年間とし、別途締結する「共済制度の取り組みに関する協定書」の更新に付随して当該合意書を更新するものとする。

この契約の成立を証するため本合意書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各1通を保有する。

2023年 3月 7日

(甲) 所在地 〒165-0024 東京都中野区松が丘1-8-4  
東京土建一般労働組合中野支部  
名 称 執行委員長 阿部 秀晴



代表者



(乙) 所在地 東京都新宿区西新宿 7-20-8

名 称 全国労働者共済生活協同組合連合会東京推進本部

代表者 本部長 瀧澤 武宏



<別表1>

**【共同利用事項】**

全国労働者共済生活協同組合連合会と協力団体・労働組合等が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- (a) データ項目として、所属組合・会社等の事業所番号・従業員番号。所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
- (b) 加入・継続申込書記載事項（契約者情報・被共済者情報・契約内容）
- (c) 年末調整手続事項（年間払込金額・割戻金額・申告金額）
- (d) 共済金支払手続事項（契約者情報・被共済者情報、共済金受取人情報、共済事由、共済金額等）

<共同利用版>

## 共済制度の取り組みに関する協定書

### 東京土建一般労働組合中野支部

(以下、「甲」という。)と全国労働者共済生活協同組合連合会東京推進本部(以下、「乙」という。)は、共済制度を甲が組織活動として取り組むにあたり、甲の構成員である共済契約者の委任を受けた甲の事務手続きが円滑に行われることを目的として、次のとおり協定します。

#### (事務手続きの委任)

第1条 甲は、乙に対する共済契約の加入申し込み、共済掛金の払い込み、共済金等の請求、異動の届け出、異議の申し立て、解約その他一切の事務手続きを取りまとめる業務(乙の定める協力団体活動要領の範囲とします。)を甲の構成員である共済契約者からの委任を受けて取り扱います。

#### (共済事業規約等)

第2条 この協定により取り組む共済制度は、乙の該当共済事業規約および同細則(以下、「規約等」という。)にもとづくものとします。

#### (加入資格)

第3条 甲の構成員が共済に加入しようとするときは、その者の勤務地または居住地の全国労働者共済生活協同組合連合会の会員である消費生活協同組合の組員とならなければなりません。ただし、その者がすでに当該消費生活協同組合の組員である場合は、この限りではないものとします。

#### (共済掛金の払込方法および払込場所)

第4条 甲は、各共済制度の規約等に定める期日までに、乙または乙の指定した金融機関に甲の被共済者全員分の共済掛金を一括して所定の払込報告書により払い込むものとします。

<口座振替の場合は第4条は次のとおりとします>

#### (共済掛金の払込方法および払込場所)

第4条 共済掛金の払込方法は、預金口座振替方式とし、乙は毎月乙が指定した振替日(当日が休業日の場合は翌営業日)に共済契約者の指定する口座から共済掛金を引き落とします。

#### (団体事務手数料)

第5条 乙は、甲に対し、第1条の事務手続きに対する団体事務手数料を乙が受領した共済掛金の中から共済契約者に代わり乙の規定にもとづいて支払います。

(共同利用)

第6条 甲および乙は、第1条に掲げる業務に関連して組合員等の機密情報を共同して利用する場合および第三者と共同して利用しようとする場合は別途合意書を締結し、詳細を定めます。また、あらかじめ組合員等に対して次の内容を通知または本人が容易に知り得る状態に置いておくものとしします。

- (1) 共同利用の主旨
- (2) 共同利用される個人データの項目
- (3) 共同して利用する者の範囲
- (4) 利用目的
- (5) 個人データ管理責任者の名称

(通知義務)

第7条 甲は、以下に定める項目を含め、協定書の記載事項等共済契約に関する事項について変更等があった場合には遅滞なく乙に通知するものとしします。

- (1) 甲の名称および代表者の変更
- (2) 甲の所在地および連絡先の変更等

2 甲は、乙より本協定にもとづく共済契約に関する通知を受けたときは、当該共済契約者にその内容を通知するものとしします。

(免責事項)

第8条 甲が本協定および各規約等による必要な手続きを怠ったときは、乙はこれによって生じる責任を一切負いません。

(この協定の解除)

第9条 甲または乙は、本協定の有効期間中であっても、3ヵ月前までに予告して、本協定を解除することができるものとしします。

2 前項の規定にかかわらず、甲または乙に、この協定を存続することが困難な正当な事由が生じたときは、甲または乙は、催告なくしてこの協定を解除することができるものとしします。

(守秘義務)

第10条 甲および乙は、この協定にもとづき知り得た甲の構成員の個人データに関して、正当な理由なく第三者に漏らさない守秘義務を負います。

2 甲または乙が、正当な理由なく前項の規定に違反した場合には、甲または乙は、直ちにこの協定を解除し、損害の賠償を求めることができるものとしします。

(規定外条項)

第11条 本協定書の各規定ならびに各共済事業ごとの規約および細則に定めのない事項が生じた場合、または本協定書の各規定に関する解釈に疑義が生じた場合には、甲と乙との協議のうえ、誠意をもって解決するものとしします。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、2023 年 3 月 7 日から1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに甲、乙いずれか一方から何等の申し出のないときは、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

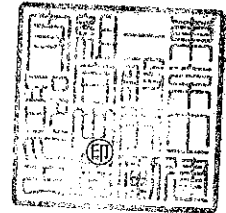
2 この協定は、甲または乙の代表者の変更があっても引き続き効力を有するものとします。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有します。

2023 年 3 月 7 日

(甲) 所在地

名 称 〒165-0024 東京都中野区松が丘1-8-4  
東京土建一般労働組合中野支部  
代表者 執行委員長 阿部 秀晴



(乙) 所在地 東京都新宿区西新宿 7-20-8

名 称 全国労働者共済生活協同組合連合会東京推進本部

代表者 本部長 瀧澤 武宏



## 個人情報の共同利用に関する合意書の補足

### 第5条1項

保有する個人情報の内容を更新した場合には、最新情報を保管し、情報の履歴は残さないものとする。

### (補足)

第5条1項に関しては、団体生命の利用がないため東京土建一般労組中野支部には該当しません。第5条1項が該当する例としては、団体生命利用の団体で組合員からの給料控除額が変更になった際に給料控除額一覧表が更新された場合等が該当します。

### 第6条1項

個人情報の共同利用にあたって、甲は組織構成者に対して、また乙は共済推進対象者、加入申込者および共済契約者等に対して、次の項目について通知または明示することとする。

- (1) 共同利用の趣旨
- (2) 共同利用される個人データの項目
- (3) 共同して利用する者の範囲
- (4) 利用目的
- (5) 個人データ管理責任者の名称

### (補足)

第6条1項に関して、東京土建一般労組中野支部においては本合意書を掲示板、機関誌等に掲示することとします。